

プロダクト・バイ・プロセスクレーム

—最高裁判決を読んで—

会員 堀 城之

要 約

平成27年6月5日にプロダクト・バイ・プロセスクレームに係る最高裁判決が出された（平成24年(受)第1204号、第2658号特許権侵害差止請求事件）。昔の話は特許業界に入って10年末満の弁理士に参考になるかもしれない。現在特許庁にて当面の審査の概要が出されている（後述）が、本稿送稿時において審査基準は定まっていない状況である。

目次

1. プロダクト・バイ・プロセスクレームとの出会い
2. 素朴な疑問
3. その後の経緯
4. 審査基準
5. 判決
6. 特許庁の対応
7. 判決について
8. 代理人としての対応
9. 問題点
10. 解決策
11. あとがき

1. プロダクト・バイ・プロセスクレームとの出会い

筆者は、弁理士試験を受けるために30年以上前に初めて特許事務所に入所した。先生1人、筆者1人の小さな事務所であった。事務所は小さかったが、東京工業大学を出られた優秀な先生で、難しい案件を処理していた。僕が出会った優秀な先生の1人である。明細書の書き方と共に、弁理士試験の勉強も教わっていた。基本に極めて忠実で、先生が指摘する条文、青本記載のセンテンスを暗記させられた。仕事が終わって後、それらを暗唱できないと翌日も同じ条文を暗唱させられた。これでかかるのか不安であったが、今のように受験情報は多くなく（インターネットも無い）、先生の言うとおりに従った。今のように予備校が纏めたサブノートを暗記するのに比べれば効率が悪そうだが、結果として、合格したときの直前模試では総合トップ成績だった。一番良い勉強方法だと今でも思っている。

上記の如く基本に忠実な先生から当該分野の明細書の書き方を教わった。先生の事務所では半導体装置に関する出願を主に扱っていた。分野の異なる方のために説明すると半導体装置とは、半導体製造装置ではなく、所謂ロムとかメモリとかの一般的に半導体素子と言われる類いの物である。多分、筆者が推測するに物理学会の論文に記載された“semiconductor device”を半導体装置と翻訳したのが特許業界に広まったものと思われる。半導体装置に良く出てくるのがプロダクト・バイ・プロセスクレーム（以下「PBP クレーム」と称する。昔はロカールだが「P by P（ピーバイピー）」とも称されていた）。

その時どのように記載していたかというと、例を以下に示す。

請求項1：a 工程を備えた半導体装置の製造方法。

請求項2：b 工程を備えた請求項1記載の半導体装置の製造方法。

請求項3：c 工程を備えた請求項1又は2記載の半導体装置の製造方法。

請求項4：請求項1乃至3記載の、半導体装置の製造方法により製造された半導体装置。

請求項4がPBP クレームである。そして、実際にPBP クレームは特許になっていた。因みに、当該請求項4と異なり、本件特許発明のように1つの請求項中に生産方法と物とを記載するクレームを、ハイブリッドクレームと称することもある。

2. 素朴な疑問

条文暗記させられた特許法第2条第3項（昭和59

年当時の条文であり、現在とは若干異なる)に
「3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 物の発明にあっては、その物の生産し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸し渡しのために展示し又は輸入する行為
- 二 方法の発明にあっては、その方法の使用をする行為
- 三 物を生産する方法の発明にあっては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸し渡しのために展示し又は輸入する行為」

と定義されている。

ということは、わざわざ PBP クレームを記載しなくても良いではないか?という素朴な疑問が沸いてくるのである(当時は後述する物同一説という論理は不存在)。

先生に聞いてみると、

①米国には、生産方法の発明の効力は、物には及ばないからということであった。

また、受験生だったと思うが、

②ロイヤリティーが2倍取れることもあるから、

③昔は物の生産方法発明の規定が日本にも無かったので、その時のなごりからだと言われた。

自分でも、

④物が同一で生産方法が異なる場合に特に有意義ではないかと考えた(後述する不真性 PBP クレーム、及び製法限定説という文言も存在しない)。

①については、確かに1988年以前の米国特許法では、生産方法の発明の効力は、物には及ばない(著者・発行者関香苗「米国特許請求の範囲の書き方」第72頁L)ので、米国出願する時のために記載しておく必要があった。当時、日本の審査基準には PBP クレームに係る審査基準は無く、PBP クレームに限ってはカテゴリーの異なる請求項を引用していても拒絶理由になることは無かった。上述の如く、米国では製法特許の効力は生産物に効力が及ばないので、例えばミラートランスレートされた PBP クレームを拒絶することは出来なかつこととの公平の見地からであろう。

②かもしれない。

③昭和27年法では、実質的に発明の定義が特許権の効力に係る第35條に記載されている。

昭和27年法 特許法第35條

特許権者ハ物の特許発明に在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販売又ハ擴布スルノ権利ヲ專有シ、方法ノ特許発明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其の方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販売又ハ擴布スルノ権利ヲ專有ス(この条文は、ネットには無く、特許庁の倉庫からやっと見つけた法令集に記載された条文である)。

確かに当該条文には、物と発明と方法の発明のみ規定され、物の生産方法についての規定は無い。しかし、方法によって製作した物を使用等する権利を專有すると記載されている。つまり、昭和27年法では、方法発明に物の製作方法の発明が含まれ、生産物について特許権の効力が物にも及ぶとされているのである。なお、昭和27年法では第2条に発明の定義が無い(第2条は追加特許を受けるための要件についての規定である)。昭和34年法になって初めて第2条に発明の定義が定められた。

④当時、特許法第36条第4項第2号には、“発明の構成に欠くことができない事項”(必須構成要件)のみを記載しなければならない、と規定されていた。したがって、PBP クレームにおいても生産方法の要件が記載されていれば当然に特許発明の技術的範囲を定めるにあたり基づかなければならない必須構成要件である(同法70条)。故に、物が同一であっても生産方法が異なれば PBP クレームは他の特許要件を充足することを条件に特許になっていたのである。つまり、後述する不真正 PBP クレームであり、当時の審査段階において、製造方法限定説(生産方法限定説、過程限定説、製法限定説とも呼ばれた)が採用されていたのである。

3. その後の経緯

それから時を経て、前記請求項4のごとくカテゴリーの異なる引用形式が認められなくなり、前記ハイブリッドクレーム形式でのみ認められるようになった。

上記の例出拒絶理由が送られてきた場合の対応を以下に示す。

請求項1 : a 工程を備えた半導体装置の製造方法。

請求項2 : b 工程を備えた請求項1記載の半導体装置の製造方法。

請求項3 : c 工程を備えた請求項1又は2記載の半導体装置の製造方法。

請求項4 : a 工程乃至 c 工程のいずれか一つを備えた

半導体装置の製造方法により製造された半導体装置。

請求項 4 は拒絶理由に係ることとなる。

当該補正は、

「請求項 4 : a 工程を備えた、半導体装置の製造方法により製造された半導体装置。

請求項 5 : b 工程を備えた、半導体装置の製造方法により製造された請求項 4 に記載の半導体装置。

請求項 6 : c 工程を備えた、半導体装置の製造方法により製造された請求項 4 又は 5 に記載の半導体装置。」となる。

斯かる記載は、半導体装置に限らず、他の分野でもそうであった。

例えば、PBP クレームではないが、ソフトウェア関連発明に係る請求項の記載である。

当該分野では、当初、カテゴリーが曖昧ということでのプログラムクレームが認められなかった。そこで考へついたのが記録媒体・記憶媒体であった。例を示すと、

請求項 1 : 入力された A と B とを演算し、該演算から求られた C を座標変換し、該座標変換から得られた座標を表示手段に送る送信工程とを備えた描画方法。

請求項 2 : ~

請求項 3 : ~

請求項 4 : 請求項 1 乃至 3 記載の描画方法を実行可能なプログラムが記憶された記憶媒体。

プログラムクレームが認められなかつたのでフロッピーディスク、CD-ROM（当時は USB メモリもブルーレイディスクも存在しなかつた）等の記録媒体・記憶媒体で侵害を抑えようとしたのである。インターネットの送受信に対しては保護できずプログラムクレームが認められるのを待つことになる。

これから数年後にプログラムも物としてプログラムクレームの記載も認められるようになった。

上記例でいうと、

請求項 4 : 請求項 1 乃至 3 記載の描画方法を実行可能なプログラム、
となるのである。なお、プログラムクレームが認められた為に記録媒体・記憶媒体は存在意義を失い記載されなくなった。

これも上記と同様にカテゴリーの相違は認められず、ハイブリッドクレームに変遷した。

ソフトウェア関連発明でも、その他の分野でもハイブリッド形式が認められていた。

審査基準及び判決でいうところの「不可能・非現実的事情」という概念は微塵も存在しないのであった。

4. 審査基準

斯かる経緯を鑑みると、半導体分野の PBP クレーム、プログラムを保護するために考え出された PBP クレーム、ミラートランスレートによる PBP クレーム、米国の記載方法の名残としての PBP クレーム、明細書作成者の巧拙による結果としての PBP クレーム、発明者の主観的な PBP クレームなどがある。

過去においては上記の如き PBP クレームは審査基準において認められていたが、新たな審査基準では、原則的に PBP クレームを拒絶するとした。

実務に追われて見ることが出来ない人のために記載する。

特許・実用新案審査基準第 I 部第 1 章 2.2.2.4(2)

請求項が製造方法によって生産物を特定しようとする表現を含む場合。

①留意が必要な点

(i) 発明の対象となる物の構成を、製造方法と無関係に、物性等により直接的に特定することが、不可能、困難、あるいは何らかの意味で不適切（例えば、不可能でも困難でもないものの、理解しにくくなる度合が大きい場合などが考えられる。）であるときは、その物の製造方法によって物自体を特定することができる（プロダクト・バイ・プロセス・クレーム）。（参考：東京高判平 14.06.11（平成 11（行ケ）437 異議決定取消請求事件「光ディスク用ポリカーボネート形成材料」））。

5. 判決

判決を読まれていないかたの為に、本稿に必要な部分を抜き出して記載する。なお、インクカートリッジ事件でもそうであったが、最高裁判決文が完璧すぎて要約はできない。できれば全文読んで頂きたい。重複部分が多いのでどちらか 1 件読めば良い。A4 で 24 ページである。

本件に係る請求項は所謂ハイブリッドクレームである。

イ. 原審（知財高裁）

(1) 不可能・困難・不適切事情が存在するときで無い限り、特許請求の範囲に記載された製造方法によ

り製造される物に限定して確定されるべきである。

(2) 本件発明には上記(1)の事情が存在するとはいえないから、本件発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物に限定して確定されるべきである。

口. 当審（最高裁）

(1) 特許法 70 条 1 項及び最高裁昭和 62 年(行ツ)第 3 号平成 3 年 3 月 8 日第二小法廷判決から、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、その特許発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されるものと解するのが相当である（物同一説）。

(2) ところで、物同一説では、第三者の利益が不当に害されることが生じかねない。権利者がどの範囲において独占権を有するのかについて予測可能性を奪うことになり、適当ではない。

他方、PBP クレームを一切認めないとすべきではなく、物の特定する作業を行うことに著しく過大な経済的支出や時間を要するなどの事情がある場合には、物同一説として特許発明の技術的範囲を確定しても、第三者の利益を不当に害することがないというべきである。

以上より、PBP クレームにおいて、当該特許請求の範囲の記載が特許法 36 条 6 項 2 号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際的でないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である。

以上と異なり、PBP クレームにおいて、そのような特許請求の範囲の記載を一般的に許容しつつ、その特許発明の技術的範囲は、原則として、製造方法限定説とした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、本件を原審に差し戻す。

裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官千葉勝美の補足意見、裁判官山本庸幸の意見がある。

・千葉勝美裁判官の補足意見

米国における PBP クレームの解釈について、記載された製法に限定されずに広く物同一説で考えないという見解は採用しないことに触れ、不可能・非実際的事情を厳格に求めていない、発明の要旨認定では物同

一説による侵害の有無の場面すなわち特許発明の技術的範囲の確定においては、製造方法限定説によると記載している。

次に我が国の審査基準について触れ、明確性（特許法 36 条 6 項 2 号）の審査においては、審査の際の上記不可能・困難・不適切事情の有無については出願人がその事情の存在を理由に出願していることから、改めてその存否について実質的な審査はほとんどせず、出願人が上記のような請求項による出願をするのであれば、特許庁は、その記載をもって不可能・困難・不適切事情があるものとして、PBP クレームとして物同一説により物自体の新規性・進歩性の有無を審査している。しかし、第三者の利益を不当に害することになるから、PBP クレームを認めるべき事情があるか否かは、厳格に考える必要があり、出願審査も実質的にそれに対応してされるべき。

当審判断における不可能・非実際的事情の判断については、判例集積により方向性が明確にされていくことになる。

これまでの審査は不可能・困難・不適切事情を緩く解して実質的な審査をしないまま出願が認められたが、不可能・非実際的事情の有無については、出願人に主張・立証を促し、それが十分にされない場合には拒絶査定をすることになる。このような事態を避けたいのであれば、物を生産する方法の発明についての特許（特許法 2 条 3 項 3 号）としても出願しておくことで対応することとなろう。

この点につき原審では、不可能・困難事情の存否に関わりなく明確性要件違反とはならないことを前提とし、PBP クレームの解釈について、発明の要旨認定の場面でも特許発明の技術的範囲の確定の場面でも、原則として、不真正 PBP クレームとして製法限定説によるが、不可能・困難事情が存在する真正 PBP クレームの場合に限り、物同一説によるという言わば二分論を採用している。

しかし、この見解は物同一説を採用した過去の最高裁判例と齟齬する面があり、真正、不真正で特許発明の技術的範囲が異なるため、審査は、慎重、負担増、遅延を招く。

PBP クレームが認められる事情を本来の趣旨を踏まえて厳格に捉え、それに当たらず拒絶されるおそれがある場合には、物を生産する方法の特許として出願させるという実務を定着させる方向の後押しとなる解

釈を示すものである。

千葉審査官の言うとおりである。筆者が冒頭に記載した素朴な疑問の体現である。

以上が千葉裁判官の補足意見である。

山本裁判官は、同改正前の特許法 36 条 5 項 2 号は、特許請求の範囲は「特許を受けようとする発明の構成に欠くことのできない事項のみ」を記載することとされていたことを端緒にして記載する。筆者も全く同感で、真正 PBP クレームに対する物同一説の判断を読んだときに真っ先に頭に浮かんだことである。なお、現在は「～のみ」の規定は削除されたが、特許庁編逐条解説第 17 版第 112 頁に「特許請求の範囲の記載は、特許権の権利範囲がこれによって確定されるという点において重要な意義を有するものであるから、その記載は正確でなければならず、一の請求項から必ず発明が把握されることが必要である。従来は、こうした機能は、「発明の構成に欠くことのできない事項のみ」を記載させることにより担保していたが、平成六年の一部改正においては、五項前段に加え本項に二号及び三号の規定を設けることにより引き続き担保し、併せて制度の国際的調和を図ることとした。」と記載されいる。

また、「不可能非実際的基準でさえも、ともかくあまりに曖昧で漠然としてつかみ所のないものであり、「不可能」と限り無く同義である。これでは、いわゆる萎縮効果が働いて、我が国の特許出願から、本当に必要な PBP クレームまで駆逐されてしまい、発明の保護にはつながらないのではないか。他方、第三者の利益をも考慮しなければならない。したがって、事案によっては現在もそうされているように、必要に応じ、出願経緯禁反言の法理や意識的除外の法理など従来から確立しているクレーム解釈の法理により、PBP クレームで表現された物の特許についての特許発明の技術的範囲を実質的にその製法に限定されるように解釈することで、妥当な結論が導かれることになるものと考える。」これについても全く同感である。

6. 特許庁の対応

さらに、今回の最高裁判決を受けて特許庁にて当面の審査の概要を特許庁のホームページに記載した。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/product_process_C150706.htm

重要な部分を以下に抜粋する。

「今回の取扱いは、審査においては、今後の特許出願に限らず、既に出願されたものも対象とします。同様に、今後請求される審判事件、特許異議申立事件、判定事件（以下、「審判事件等」という。）に限らず、現在係属中の審判事件等も対象とします。したがって、既に成立している特許に対する審判事件等も対象とします。」

当面の審査の取扱いについて

- 物の発明に係る請求項にその物の製造方法が記載されている場合は、審査官が「不可能・非実際的事情」があると判断できるときを除き、当該物の発明は不明確であると判断し、拒絶理由を通知します。
※「不可能・非実際的事情」とは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際的でないという事情をいいます。
- 出願人は、当該拒絶理由を解消するために、反論以外に、以下の対応をとることができます。
 - ア. 該当する請求項の削除
 - イ. 該当する請求項に係る発明を、物を生産する方法の発明とする補正
 - ウ. 該当する請求項に係る発明を、製造方法を含まない物の発明とする補正
 - エ. 「不可能・非実際的事情」についての意見書等による主張・立証
- 出願人の「不可能・非実際的事情」についての主張・立証の内容に、合理的な疑問がない限り（通常、拒絶理由通知時又は拒絶査定時に、審査官が具体的な疑義を示せない限り）、審査官は、「不可能・非実際的事情」が存在するものと判断します。」

7. 判決について

特許法 100 条差止請求、同法 104 条の 3 に係る無効の抗弁であっても、同法 123 条無効審判であっても、原審の基準、つまり真正、不真正の主張は容易である。しかし、鑑定業務については、（PBP クレームが不真正であれば製造方法限定説により判断すればよいが）真正であることの立証は不可能であるから、真正であると見切って鑑定書を作成し、真正・不真正に係る権利範囲に逕庭が存在する以上、後に不真正が立証された場合に損害賠償の対象となり得るから代理人としては酸鼻たる事態が引き起こされかねない。因って、判決文に示された真正／不真正に対する当審の判断を指

示する。

他方、千葉裁判官が指摘するように不可能・非実際的事情が限り無く不可能に近いことであれば、不可能を立証することは限り無く不可能である。不可能・非実際的事情に係る審査基準が待たれる。

8. 代理人としての対応

出願時においては、千葉裁判官記載の如く、PBP クレームを作成しないことを原則とする。上記両裁判官が指摘するように、実際には極めてローカルな分野であると思われる。殆どの物の発明は、経時的要素を入れずに記載できるはずである。発明者が、「不可能・非実際的事情が有る」と言っているのであればそれを信用して或いは代理人が自主的に PBP クレームを記載することになるが、発明者には、他の経時的要素がないか、或いは多数の製造方法を引き出させることになるであろう。実際問題として、物同一説を期待して出願人から PBP クレームを記載するように指示されれば PBP クレームを記載せざるを得ない。

当然のことであるが、本判決においては審査段階で物同一説で判断するのか製造方法限定説で判断するのか判決では示されていない。

その一歩手前で、千葉裁判官が記載しているが（それは、構造等で特定できるのにそれをせず、安易に製法により特定した PBP クレームとして出願したということになる。），修正案の通り。本来、物の発明にあっては経時的要素は含まれない筈である。先生に添削・指導してもらう体制が最近の合格数増加に追いつかず、J-PlatPat で検索できるようになったことと相俟って、基本が出来ていない明細書が散見される。物には物のクレームの記載方法、方法には方法のクレームの記載方法がある。自戒の念を込めて猛省するところである。特に機械関係では一人前の明細書作成者になるまでに 5 年は係ると考える。

9. 問題点

- (1) 物同一説で進歩性判断をどのように行うのか？
- (2) 認識限度論

物同一説では発明者の認識以上（発明者が認識した製造方法以上）に権利範囲を拡げることになり、第三者との利益を害することは、反するのではないか？

(3) 多数意見は、原審が提起したこととなった上記の問題点を踏まえ、PBP クレームが認められる事情を

本来の趣旨を踏まえて厳格に捉え、それに当たらず拒絶されるおそれがある場合には、物を生産する方法の特許として出願させるという実務を定着させる方向の後押しとなる解釈を示すものである。

しかし、製造方法特許では、立証の困難性が問題となる。

(4) 国際的ハーモ TPP (環太平洋戦略的経済連携協定)

4. で筆者が示した PBP クレームの類型があるように画一的に記載することができない事情や、外国からのミラートranslate が認められないと、TPP 上問題となる場合も懸念される。

国際的ハーモ、TPP、特に米国においてサーシオレイライが退けられて確定した、「記載された製法に限定されずに広く物同一説で考えるという見解は採用しないこと」（千葉勝美裁判官補足意見での言及）と、我が国における確定判決における物同一説とをハーモナイズすることは不可能であり、TPP 上問題となる可能性がある。

(5) PBP クレームに係る既存特許について

山本裁判官が指摘するように、不可能・非実際的基準が、既存の特許無効審判にも適用されるので問題が生じる。PBP クレームで記載されたクレームは殆ど無効になる可能性もある。千葉裁判官も、「出願時において不可能・非実際的事情の存在を明らかにできないのであれば（それは、構造等で特定できるのにそれをせず、安易に製法により特定した PBP クレームとして出願したということになる。）、それが無効とされても止むを得ないところである。」としている。

(6) PBP クレームの悪用

山本裁判官は、不可能・非実際的基準に係る萎縮的効果を言及するが、他方、悪用も考えられる。例えば、～し、～し、～して得られた、タンパク質由来の癌浸食細胞。

という発明が特許に成了としたとする。係る特許発明の技術的範囲を物同一説で判断したら極めて権利範囲の大きな特許となる。我が国（日本以外の国）では製造方法限定説だが、日本では物同一説で判断されるから PBP クレームで特許を出そうと言うことになりかねず、これでは国益が損ねられる場合も想定される。また、悪用とまでいかないが、拒絶理由通知がきたら製造方法クレームに補正する、つまり駄目元で PBP クレームを記載することも考えられる。

10. 解決策

製造方法限定説を採用すれば上記問題点の全ては解消する。

しかし、PBP クレームの解釈について物同一説を探用した、当審判例（最高裁平成 9 年（行ツ）第 120 号同年 9 月 9 日第三小法廷判決・公刊物未登載、最高裁平成 9 年（行ツ）第 121 号同年 9 月 9 日第三小法廷判決・公刊物未登載、最高裁平成 10 年（オ）第 1579 号同年 11 月 10 日第三小法廷判決・公刊物未登載）が確定している。

そこで、山本裁判官が言及する出願経緯禁反言の法理や意識的除外の法理など従来から確立しているクレーム解釈の法理により、また、筆者が上に記載した認識限度論を適用して、実質製造方法限定説で判断すべきと考える。

これは今まで筆者が教わった実務の基本である。

11. あとがき

一言で言うと原審は、審査実務を基本として今後の実務への影響を最大限減少させるための苦肉の策であり、当審は確定判決を基本としてそれとの齟齬を解消する論理構成である。何を基本とするかの問題である。

最後に、生産方法の発明に係る情報を頂いた、高橋寛弁理士、四宮通弁理士、鹿嶋秀實弁理士に謝意を表する。

以上

（原稿受領 2015. 10. 16）

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長

会誌編集部担当 本田 淳、木村 昌人
記

応募資格 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）

※論文は未発表のものに限ります。

掲 載 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。

テ ー マ 知的財産に関するもの

字 数 5,000 字以上厳守～20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。

応募予告 メール又は FAX にて応募予告をしてください。

①論文の題名（仮題で可）

②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと

論文送付先 日本弁理士会 第3事業部 広報・支援室「パテント」担当

TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706

E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2

掲載基準 <http://www.jpaa.or.jp/?p=9390>

選考方法 会誌編集部にて審査いたします。

審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。